

提出書類一覧表（フロン類回収業者用）

[自動車リサイクル法フロン類回収業者] 申請者名 _____

提出書類	様式	チェック欄
1 提出書類一覧表（フロン類回収業者用）	この書類	
2 申請書	様式第一	
事業所が複数ある場合には、「事業所一覧表」により記載すること。	別紙様式第二	
3 本人を確認できる書類		
申請者が個人の場合		
住民票の写し 本籍の記載のあるもので、申請日以前3か月以内に発行されたもの。		
申請者が法人の場合		
別紙役員一覧表	別紙様式第一	
法人の登記事項証明書 履歴事項全部証明書で、申請日以前3か月以内に発行されたもの。		
申請者が未成年者の場合		
法定代理人が個人の場合、その法定代理人の住民票の写し 本籍の記載のあるもので、申請日以前3か月以内に発行されたもの。		
法定代理人が法人の場合、その法人の登記事項証明書 申請日以前3か月前以内に発行されたもの。		
4 フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類（所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類）		
自ら所有している場合 購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し	写し添付	
自ら所有権を有していない場合 借用契約書、共同使用規定書、管理要領等のうち、いずれかの写し	写し添付	
5 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 申請書に記載された以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。 フロン類の回収設備の種類（CFC用、HFC用、CFC・HFC兼用） 回収設備の能力（200 g/min未満、200 g/min以上）	写し添付	
6 申請者（法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）及び法定代理人（申請者が個人の場合）が法第56条第1項の各号に該当しないことを誓約する書面（誓約書）	様式第二	
7 連絡先等	様式第三	
登録の基準（施行規則第51条）		
1 使用済自動車の引取に当たっては、申請に係る事業所ごとに申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。		
2 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。		

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請書は二部提出すること（一部は写しで可）。また、一部は受領印を押し返却するので、控えとして保管すること。

様式第一（法定様式第三（様式第五十条関係））

フロン類回収業 登録 申請書
登録の更新

登録番号	
登録年月日	

年 月 日

（宛先）金沢市長

（郵便番号）

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
（ふりがな） 氏 名	役 職 名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
（ふりがな） 氏 名	
住 所	（郵便番号） 電話番号
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名 称	
（ふりがな） 代表者の氏名	
住 所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

事業所の名称及び所在地

名 称		
所 在 地	(郵便番号)	
	電話番号	FAX 番号

回収しようとするフロン類の種類

C F C	
H F C	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200 g/min 未満	200 g/min 以上
C F C 用	台	台
H F C 用	台	台
C F C、H F C 兼用	台	台

備考

- 1 印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 法人の役員については、「別紙様式第一」を用いること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「別紙様式第二」を用いること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 5 下記の欄には、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名、申請に係る事項の補足的説明等を、任意に記載することができる。

フロン類又はフロン類の回収方法について十分な知見を有する者

職・氏名

資格・経験

【その他申請に係る事項の補足的説明】

事業所一覧表

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所 在 地	(郵便番号)	
	電話番号	FAX 番号
回収しようとするフロン類の種類		
C F C		
H F C		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200 g/min 未満	200 g/min 以上
C F C 用	台	台
H F C 用	台	台
C F C、H F C 兼用	台	台
事業所の名称及び所在地		
名 称		
所 在 地	(郵便番号)	
	電話番号	FAX 番号
回収しようとするフロン類の種類		
C F C		
H F C		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200 g/min 未満	200 g/min 以上
C F C 用	台	台
H F C 用	台	台
C F C、H F C 兼用	台	台

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項に規定する欠格要件

第1号 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第2号 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第3号 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

第4号 フロン類回収業者で法人である者が第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

第5号 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

第6号 フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

第7号 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記第1号から第7号のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

様式第三

連 絡 先 等

1 申請者（本社）の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

住所	郵便番号
	電話番号 FAX 番号
ふりがな	
氏名・名称 (法人にあっては名 称及び代表者氏名)	

2 申請書についての問合わせ先（担当者）

ふりがな		
所属部署		
ふりがな		
担当者氏名		
連絡方法	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	

（注）

- 1 実際に申請書を作成した担当者名を記入してください。
- 2 電話番号等は、担当者へ直接連絡できる番号を記入してください。
- 3 F A X 番号は必ず記載してください。

様式第四（法定様式第四（第五十三条関係））

フロン類回収業者変更届出書

年 月 日

（宛先）金沢市長

（郵便番号）

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の
事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定
により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

フロン類回収業者の廃業等届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第

号で登録を受けたフロン

類回収業については、廃止（死亡、合併により消滅、破産により解散、合併及び破産以外の理由により解散）したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 59 条で準用する同法律第 48 条第 1 項の規定により、届け出ます。

1 廃業等の理由	<ul style="list-style-type: none">・ 死亡した場合・ 法人が合併により消滅・ 法人が破産により解散・ 法人が合併及び破産以外の理由により解散・ 自動車リサイクル法フロン類回収業を廃止した場合
2 廃業等年月日	
3 届出をした者と廃業等をしたフロン類回収業者との関係	<ul style="list-style-type: none">・ 相続人・ 元役員・ 破産管財人・ 清算人・ 本人
4 保管しているフロン類の取扱い	

備考

- 1 届出の際には、登録通知書を返戻すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。